

旧厚見郡下佐波村の明治 2 年（1859）の神仏分離史料を読む

1 今回読む史料

青木久太郎家文書は、元文 4 年（1739）から明治初年まで、厚見郡下佐波村（岐阜市佐波）の庄屋を務めた青木家に伝えられた文書群で、岐阜県歴史資料館に収蔵されている。これまで岐阜県所在史料目録第 10 集（約 2,600 点）および第 59 集（3,373 点、2012 年刊行）により、目録が公開されている。また、令和 5 年 3 月には同文書目録第 59 集補遺として、これまで未整理であった 860 点の目録が追加公開された。これにより当館所蔵の同文書のすべてが目録化されたことになる。

本講座では、新たに整理・公開された文書群のうち、明治 2 年（1869）の神仏分離に関する史料を取り上げる。同家文書の神仏分離史料には、幕末から明治にかけて庄屋や戸長等を歴任した青木家当主の久衛（明治 2 年以前は久兵衛）の日記帳（『慶応四年二番諸事日記帳』〈注 1〉、『明治二年壱番諸事日記帳』、『明治十年壱番諸事日記帳』等）や村用留帳（「二番歳々諸事村用留帳」〈注 2〉）の記事があり、その経過をある程度具体的に知ることができる。このたび新たに存在が確認された本史料は、明治新政府の神仏分離政策に対する佐波の人々の対応について、新たな情報や知見をもたらすものとして注目される。

注 1 慶応四年 7 月 1 日～明治元年 12 月 29 日（大晦日）までの日記（9 月 8 日に明治に改元）。

注 2 幕末から明治の青木家の当主が村政の重要事項や村の出来事・事件を主としながら、家業や家族にかかる事項も含めて、原則編年順に書き留めたもので、「一番歳々諸事村用書留帳」は、天保 11 年（1840）に帳面を作成し、文久 3 年 7 月の記事が最後である。これに続くのが「二番歳々諸事村用留帳」で、明治 21 年（1888）までの出来事が記されている。

2 神仏分離政策と廃仏毀釈

（1）神仏分離令

明治新政府は、王政復古の基本方針のもと、神道国教化政策を打ち出し、祭政一致、神仏混交の禁止を目的とする太政官や神祇事務局の布告や達を立て続けに発した。このうち、神仏分離に関する一連のものを総称して神仏分離令という。

①慶応 4 年 3 月 17 日 神祇事務局より諸社へ達

王政復古によって旧弊を一新して、神社に僧形で奉仕する別当や社僧は僧位や僧官を返上して復飾（還俗）し、浄衣で勤仕すること

②同年 3 月 28 日 神祇事務局達

ア 神社名に仏語を用いている神社の由緒を詳しく書き、提出すること。

イ 仏像を神体としている神社は今後改めること。また神社に置いている仏像仏具を取り除くこと。

③同年 4 月 太政官達

これまで八幡大菩薩と称していたのを止め、以後は八幡大神と称すること。

④同年 4 月 4 日 太政官達

別当・社僧は還俗の上、神主・社人の名称に変えて、神道に従い神社に勤仕すること。

⑤同年4月19日 神祇事務局より諸国神職へ達

神職の者は以後家族に至るまで、(仏教式の葬祭を止め)、神道式の葬祭(神葬祭)に改めること。

(2) 神仏判然令と廃仏毀釈

①～⑤のうち社寺や仏像・仏具のあり方、地域住民の信仰生活に最も大きな影響を与えたのは、②慶応4年(1868)3月28日の神祇事務局達であり、一般に「神仏判然令」と呼ばれる。これは神社の空間から仏教色と仏教的要素を取り除き、神仏を分離することを命ずるものではあったが、仏教排斥を意図したものではなかった。しかし、この政策が、江戸幕府下の仏教保護政策の下では、長年仏教に不当に圧迫されてきたと考える神職者たちによる仏像や仏具の破棄という、極端な廃仏毀釈を引き起こし、全国各地でさまざまな混乱を引き起こした。その中でも廃仏毀釈が激しかった地域として、水戸・佐渡・松本・苗木(岐阜)・伊勢・隠岐・土佐・鹿児島などが知られ、これらの地域では徹底的に仏像仏具や寺院の破却が行われた。

これら廃仏毀釈運動に対する仏教界からの大反発を受けて明治政府は、神仏分離は廃仏毀釈ではないことを布達し、過激な行動に走らぬようたびたび警告を発している。例えば、明治元年4月10日の太政官布告では、「社人共俄ニ威権、陽は御趣意ト称シ、実は私憤ヲ霽シ候様ノ所業出来候テハ、御政道ノ妨ヲ生ジ」と、また、同年9月18日には、「神仏混淆不致様、先達御布令有之候共、破仏之御趣意ニハ決而無之処」〈注3〉と直接的な表現で厳しく戒めている。

廃仏稀釈は明治3年をピークとする。地域により濃淡や実施時期が異なるが、明治9年頃までには終息したとされる。

〈注3〉 圭室文雄「神仏分離令」(国史大辞典第7巻)

3 佐波の神仏分離

旧厚見郡下佐波村北組の庄屋青木久兵衛(久衛)の日記帳と村用留帳には、上佐波、中佐波、下佐波の三か村が信仰する下佐波八幡宮(惣社八幡宮)の神仏分離に関する記事がみられる。なお、☆印以下の斜体字部分は村用留帳の記事。

①慶応4年8月10日 日置江から明日惣社八幡宮の神体下改めがあるとの連絡があったので、上佐波、中佐波、下佐波三か村の村役人が集まり対応を協議。「御陰シ申上候か、又ハ其儘ニ差置候か之御鬮ヲ上候処、其まゝ御鎮座と申事ニ付、無餘儀」決定。

②慶応4年8月11日 「改メ相受候処、八幡宮之御神体結構之木像二体在之候故、右御木像ヲ相納候て外之者は不残出候て、金仏観音様等ハ御鬮ヲ上ケ候処、寺え行と被仰候間、今夕観音寺え送り奉候、懸物、経巻其外仏像等は皆々拙宅え持参り、拙宅ニ預り置候、～中略～、観音寺え預ケ之儀ハ夜之方宜敷とて夜夕飯後ニ奉贈り候」

☆「金仏二体ハ観音寺え預け、観音二体并経巻、木庵・高泉等之幅モ外色々ノ品物ハ皆拙者方え預り置候、此時始メテ当村之神仏ヲ分離ス」

③明治元年9月16日 「今日岐阜えハ拙者・太一・勘右衛門三人連ニて行候て、美江寺門前指物屋ニて御ホコラニツツ代金五両ニて誂へ参候」

④明治2年正月26日 「今日は芳右衛門岐阜え宮御ホコラヲ取ニ行候て荷参り候、代金式両式分持参相渡候」

- ⑤明治2年2月9日 午後三ヶ村の村役人が集まり、「観音寺ニ預ケ在之候御神体ヲ拙宅え御移り被成候て、御厨子ヲ奉換候て、夫より御社え奉納候、夜ル九ツ過頃ニ相成候、～中略～、寺ニ預ケ置候御神体之儀ニ付、岩右衛門より色々不都合之儀申出候ニ付、色々差入組夜遅成候」 ※九ツ・・・午前零時
- ⑥明治2年2月10日 「鏡平ハ色々八幡宮之内ニ入在之候物ヲ古堂之内え入預り置候、今日拙宅より御厨子等ヲ持行候」 ※鏡平・・・広江鏡平。八幡神社の宮守で、後に神官となる。
- ⑦明治10年5月28日 「今日貞四郎・林内式人ニて宮裏ニ橋ヲ掛候、午後五時頃ニ宮より呼二参候間行候処、吉仙、吉要、七右衛門、久五郎等参り居、宮ヲ片付三人斗人足ヲ掛掃除致候間、何故右掃除候哉相尋候処、明後日遷宮致度積りニ付御神体ヲ分ルト申居候」
- ⑧明治10年5月30日 「今日は八幡宮御仏体ヲ毘沙門堂え弥陀像二体・観音像二体・経文箱入軸物三幅対壺箱・式幅対壺箱等ヲ今日遷候、当役并組長皆々出張仕候筈也、羽織袴ニて出候、村方三組とも休日致候て参、酒五斗余買遣候、拙者も参詣致候」
 ☆「五月三十日 総社八幡神社ヨリ
 仏像二体
 観音像二体
 小像一
 古文字証文一箱
 三幅対一箱
 式幅対一箱
 此外小物品
 右ヲ毘沙門堂薬師堂両方え相納村方休日拝礼ス」

4 史料の語句解説

八幡宮

ここでは下佐波鎮座の惣（総）社八幡宮を指す。旧下佐波村（明治5年に上佐波、中佐波、下佐波の三か村が合併し佐波村となる）には、下佐波の八幡宮、領毛の八幡宮、坂巻の神明宮、須原宮があった。須原宮を除く三社は「佐波三社」と呼ばれ古来「佐波三郷（上佐波、中佐波、下佐波）」から信仰されたが、とりわけ下佐波の八幡宮は「総社」として篤く信仰され、総社八幡宮（村八幡宮、本村八幡宮、北八幡宮とも）と呼ばれた。

厨子

仏像・仏舎利・教典・位牌などを中に安置するための収納具で、仏龕〈がん〉ともいう。略して書く場合は「豆子」とも書く。観音開きの扉をつけて漆や箔などを塗り装飾したものであり、ほとんどは木製で、屋形や筒形などがある。

美江寺大門指物師

美江寺（岐阜市美江寺町）の大門付近にあった指物屋の意。指物師とは家具職人をいい、箱、長持、机、箆笥などを、板材をさし合わせて組み立てる。指物大工、箱大工ともいう。
 青木久兵衛川瀬太市勘右衛門

青木久兵衛は下佐波村北組の庄屋で、のち久衛と改名。本文書の作成者。川瀬太市は中佐波村庄屋、勘右衛門は上佐波村の庄屋。

かさり屋

飾り（鋳り）屋。金属製のかんざし・帯留め・指輪など装飾品、襖引手・御殿引手・釘隠し・屏風金物・神社仏閣鋳金具・格天井金具などの建造物の金具の細工をする職や職人。飾り師とも。

宮遷（みやうつし）

遷宮のこと。神社の神殿を改築・修理するとき、神体を移すこと

八幡大神

早くから仏教と習合し、天応元年（781年）に朝廷が宇佐八幡宮に鎮護国家・仏教守護の神として「八幡大菩薩」の称号を贈った。これにより、全国の寺の鎮守神として八幡神が勧請され、八幡神が全国に広まった。八幡大菩薩の姿は、右手に金剛杖をもち、光背と日輪が配され僧形で描かれるが、東大寺や薬師寺の僧形八幡神像が有名である。本地垂迹説においては阿弥陀如来が八幡神の本地仏とされた。神仏分離令によって、本地仏や僧形八幡神の像は撤去された。また仏教的神号の八幡大菩薩（はちまんだいぼさつ）は明治政府によって禁止され、「八幡大神」と称することとなった。

明治記元

正しくは「明治紀元」。紀元は、「年号を建てること」、「建元」、「改元」の意。